

# ベースアップ評価料の 算定開始について

令和6年6月の診療報酬改定にて「ベースアップ評価料」が新設されました。

この評価料は、医療スタッフの待遇改善により、人材確保に努めより良い医療を提供する為に必要なものとして厚生労働省が行っている取り組みです。

これまで以上に質の高い医療サービスを提供し、患者様に安心して診療を受けていただける環境を整える為、当院では令和8年4月より算定を開始します。

- これにより、4月以降、患者の皆様の診療費のご負担が上がる場合があります。
- このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、医療現場で働く職員の賃上げに全て充てられます。

ご理解のほどよろしく願いいたします。